

扶桑町議会議案第 5 3 号

扶桑町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

扶桑町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 5 9 号）の施行に伴い、条例を改正する必要があるので提案します。

扶桑町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

扶桑町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和５２年扶桑町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第５条第３項中「いう。以下同じ。）」の次に「のうち非漢字圏の外国人住民（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されないものを含む。以下同じ。）」を加える。

第６条第１項第６号中「外国人住民」の次に「のうち非漢字圏の外国人住民」を加える。

第１０条の２第１項中「いう。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下この項において「公的個人認証法」という。）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を加え、「第１２条の２第４項第２号ロ」を「第１２条の２第４項第３号ロ」に、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）」を「公的個人認証法」に、「同条第４項」を「同項」に改める。

第１１条第１項第４号中「外国人住民」の次に「のうち非漢字圏の外国人住民」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

扶桑町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(登録印鑑) 第5条 (略) 2 (略) 3 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）<u>のうち非漢字圏の外国人住民（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されないものを含む。以下同じ。）</u>が住民票の備考欄に記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている氏名のカタカナの表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合は、当該印鑑を登録することができる。 (登録事項) 第6条 第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 (1)～(5) (略) (6) 外国人住民<u>のうち非漢字圏の外</u>	(登録印鑑) 第5条 (略) 2 (略) 3 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている氏名のカタカナの表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合は、当該印鑑を登録することができる。 (登録事項) 第6条 第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 (1)～(5) (略) (6) 外国人住民が住民票の備考欄に

新	旧
<u>国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナの表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナの表記</u>	記載がされている氏名のカタカナの表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナの表記
2 (略)	2 (略)
第10条の2 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）<u>、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この項において「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利</u>	第10条の2 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同条第4項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用することにより、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが端末機を操作することにより印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。次項において同</u>

新	旧
<u>用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)</u>又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号) <u>第12条の2第4項第3号ロ</u>に規定する移動端末設備(<u>公的個人認証法第35条の2第1項</u>に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した<u>同項</u>の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。))を利用することにより、多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが端末機を操作することにより印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。次項において同じ。)で印鑑登録証明書の交付を受けることができる。	じ。)で印鑑登録証明書の交付を受けることができる。
2 (略) (印鑑登録証明書) 第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。)について証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 外国人住民<u>のうち非漢字圏の外</u>	2 (略) (印鑑登録証明書) 第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。)について証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 外国人住民が住民票の備考欄に

新	旧
<u>国人住民</u>が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナの表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナの表記 2 (略)	記載がされている氏名のカタカナの表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナの表記 2 (略)